



目次

告示

- インターネット時事情報利用に関する契約の相手方等の公示（情報システム課）
- 特定非営利活動法人の定款の変更に係る公告（南西部地域振興センター）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（西部地域振興センター）
- 埼玉県電子入札共同システム運用管理業務委託に関する契約の相手方等の公示（入札審査課）
- 埼玉県電子入札共同システム改修業務委託に関する契約の相手方等の公示（入札審査課）
- 特定非営利活動法人の設立に係る公告（共助社会づくり課）
- 手術器材の単価契約に関する落札者等の公示（総合リハビリテーションセンター）
- 救急病院等の申出の撤回（医療整備課）
- 救急病院等の申出（医療整備課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 大規模小売店舗の変更に係る公示（商業・サービス産業支援課）
- 新堀土地改良区の役員就退任届（春日部農林振興センター）
- 農用地利用配分計画の縦覧（農業ビジネス支援課）
- 美児沢用水土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画及び定款の変更の認可（農村整備課）
- 上用水堰土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 有料公園施設等の使用料徴収事務委託（越谷県土整備事務所）
- 測量法に基づく基本測量の実施（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 測量法に基づく公共測量の終了（用地課）
- 鴻巣都市計画に関する公聴会の中止（都市計画課）
- 久喜都市計画に関する公聴会の中止（都市計画課）
- 本庄都市計画に関する公聴会の中止（都市計画課）
- 児玉都市計画に関する公聴会の中止（都市計画課）

- 埼玉県証紙売りさばき人の指定（出納総務課）
- 埼玉県立春日部高等学校ほか 32 校で使用する電気に関する落札者等の公示（教委・財務課）
- 埼玉県立川越高等学校ほか 35 校で使用する電気に関する落札者等の公示（教委・財務課）
- 埼玉県立浦和高等学校ほか 34 校で使用する電気に関する落札者等の公示（教委・財務課）
- 埼玉県立熊谷高等学校ほか 32 校で使用する電気に関する落札者等の公示（教委・財務課）
- 埼玉県立特別支援学校塙保己一学園ほか 33 校で使用する電気に関する落札者等の公示（教委・財務課）
- 埼玉県立総合教育センターほか 12 施設で使用する電気に関する落札者等の公示（教委・財務課）
- 埼玉県立小児医療センター新病院の内視鏡手術システムの調達に関する入札公告（経営管理課）
- 埼玉県立小児医療センター新病院のポータブル撮影装置・FPD システムの調達に関する入札公告（経営管理課）
- 埼玉県立小児医療センター新病院の人工心肺装置の調達に関する入札公告（経営管理課）
- 埼玉県教育委員会定例会の招集（教委・総務課）
- 裁決手続開始の決定の公告（収用委員会事務局）
- 裁決手続開始の決定の公告（収用委員会事務局）

正誤

- 正誤（総務事務センター）

告 示

埼玉県告示第七百五十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年六月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び数量

インターネット時事情報利用 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県企画財政部情報システム課企画・研修担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目
15番1号

3 随意契約の相手方を決定した日

平成28年4月1日

4 随意契約の相手方の氏名及び住所

株式会社 時事通信社 東京都中央区銀座5丁目15番8号

5 契約金額

36,676,800円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約とした理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号
に該当

告 示

埼玉県告示第七百五十九号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、定款の変更の認証を受けようとする特定非営利活動法人から次のとおり申請書が提出されたので、同条第五項において準用する同法第十条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.sai.tamaken-ngo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十八年六月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年五月二十三日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人あおい空の会

三 代表者の氏名

熊谷 智之

四 主たる事務所の所在地

埼玉県富士見市大字東大久保九百九十六番地一

五 定款に記載された目的

（変更前）この法人は、遺族又は遺体を保管・管理している個人又は機関に対し、早急かつ低金額で遺体を搬送し、希望に沿った葬儀・供養を行う方法を相談・提案し、可能な限りの労務を提供する事によって、依頼者の金銭的な負担を軽減し、より良い方法で故人の供養ができるように活動し、また、引き取り手がない遺体を誠意をもって搬送し、供養するための協力を行うことを目的とする。

（変更後）この法人は、相続に対し不安を抱えている方に対し、相談会、講習会等を企画開催し、各人に合わせたより良い相続対策の提案を行い、また、遺族、遺体を保管・管理している機関に対し早急かつ低価格で、遺品整理及び遺体を保管・搬送し希望に沿った葬儀・供養を行う方法を相談・提案し、安心した相続手続き、葬儀・供養の協力を行い依頼者の負担の軽減に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百六十号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県西部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する。

平成二十八年六月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 申請のあった年月日
平成二十八年五月三十日
- 二 特定非営利活動法人の名称
NPO法人プラスワンサポートセンター
- 三 代表者の氏名
松田 吉胤
- 四 主たる事務所の所在地
埼玉県所沢市美原町一丁目二千九百二十八番地の九十三
- 五 定款に記載された目的
この法人は、主に高齢者や障害者世帯に対して生活援助活動をし、また災害時には行政と協働して、地域社会への支援及び復興に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百六十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年六月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県電子入札共同システム運用管理業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部入札審査課システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成28年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 契約金額
50,271,840円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第七百六十二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、随意契約の相手方を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年六月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県電子入札共同システム改修業務委託 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総務部入札審査課システム担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成28年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号
- 5 契約金額
55,857,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約とした理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第2号に該当

告 示

埼玉県告示第七百六十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び活動予算書を、申請書を受理した日から二月間、県民生活部共助社会づくり課及び埼玉県南部地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法（埼玉県NPO情報ステーション（<http://www.saitamaken-npo.net/>）により縦覧に供する）。

平成二十八年六月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 申請のあった年月日

平成二十八年五月二十六日

二 特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人日体ボート&アスレチック倶楽部

三 代表者の氏名

天 野 敏 之

四 主たる事務所の所在地

埼玉県戸田市本町五丁目四番五号プリムローズ戸田公園一〇一号室

五 定款に記載された目的

この法人は、戸田オリピックコース及び荒川中流域の周辺の地域住民、その周辺地域においてスポーツ活動を行う者に対し、ボートをはじめとする様々なスポーツ関連事業を行い、スポーツの振興やスポーツ交流人口の拡大、ボートのまちづくり推進に寄与することを目的とする。

告 示

埼玉県告示第七百六十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年六月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び予定数量
手術器材 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県総合リハビリテーションセンター事務局管理・業務部管財・用度担当
埼玉県上尾市西貝塚148番1
- 3 落札者を決定した日
平成28年3月29日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ヘルス 埼玉県所沢市弥生町2992番地3
- 5 落札金額
32,891,734円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成28年2月16日

告 示

埼玉県告示第七百六十五号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

平成二十八年六月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

病院		撤回日
名称	所在地	
医療法人社団和風会所沢中央病院	埼玉県所沢市北秋津七百五十三番地の二	平成二十八年五月三十一日

告示

埼玉県告示第七百六十六号

次の表の上欄に掲げる病院を救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院として平成二十八年六月一日に認定し、その有効期限を同表の下欄のとおりとした。

平成二十八年六月三日

埼玉県知事 上田清司

病院		有効期限
名称	所在地	
医療法人社団和風会所沢中央病院	埼玉県所沢市くすのき台三丁目十八番地の一	平成三十一年三月十日

告 示

埼玉県告示第七百六十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年六月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ららぽーと新三郷、コストコホールセール新三郷倉庫店

埼玉県三郷市新三郷ららシティ三丁目一番地五、一番地七

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社京王百貨店 代表取締役 山本敏雄

東京都新宿区西新宿一丁目一番四号 外 計百九者

（変更後）株式会社京王百貨店 代表取締役 伊藤嘉彦

東京都新宿区西新宿一丁目一番四号 外 計百十一者

ハ 変更年月日

平成二十八年三月二十五日外

ニ 届出年月日

平成二十八年五月二十日

二 縦覧期間

平成二十八年六月三日から平成二十八年十月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県東部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年六月三日から平成二十八年十月三日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第七百六十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年六月三日

埼玉県知事 上田清司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

ライフガーデン東松山

埼玉県東松山市あずま町四丁目八番三

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 佐藤隆

東京都千代田区三崎町三丁目三番二十三号

（変更後）芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳

東京都千代田区三崎町三丁目三番二十三号

ハ 変更年月日

平成二十八年四月一日

ニ 届出年月日

平成二十八年五月二十日

二 縦覧期間

平成二十八年六月三日から平成二十八年十月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター東松山事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年六月三日から平成二十八年十月三日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第七百六十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年六月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

グリーンガーデン武蔵藤沢

埼玉県入間市東藤沢三丁目五十七外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 佐藤隆

東京都千代田区三崎町三丁目三番二十三号

（変更後） 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳

東京都千代田区三崎町三丁目三番二十三号

ハ 変更年月日

平成二十八年四月一日

ニ 届出年月日

平成二十八年五月二十日

二 縦覧期間

平成二十八年六月三日から平成二十八年十月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年六月三日から平成二十八年十月三日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第七百七十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年六月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

クスリのアオキ七本木店

埼玉県児玉郡上里町大字七本木千八百九十番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 佐藤隆

東京都千代田区三崎町三丁目三番二十三号

（変更後） 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳

東京都千代田区三崎町三丁目三番二十三号

ハ 変更年月日

平成二十八年四月一日

ニ 届出年月日

平成二十八年五月二十日

二 縦覧期間

平成二十八年六月三日から平成二十八年十月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター本庄事務所

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年六月三日から平成二十八年十月三日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第七百七十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十八年六月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

フェスティバルガーデン籠原

埼玉県熊谷市拾六間七百六十三―一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前） 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 佐藤隆

東京都千代田区三崎町三丁目三番二十三号

三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村嘉則

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

（変更後） 芙蓉総合リース株式会社 代表取締役 辻田泰徳

東京都千代田区三崎町三丁目三番二十三号

三井住友ファイナンス&リース株式会社 代表取締役 川村嘉則

東京都千代田区丸の内一丁目三番二号

ハ 変更年月日

平成二十八年四月一日

ニ 届出年月日

平成二十八年五月二十日

二 縦覧期間

平成二十八年六月三日から平成二十八年十月三日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県北部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に

対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十八年六月三日から平成二十八年十月三日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第七百七十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十六項の規定により、新堀土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十八年六月三日

埼玉県知事 上田清司

一 就任

職名	氏名	住所
理事	竹内昭一	埼玉県蓮田市大字黒浜六百番地
同	濱島豊明	同 同 千八百八十六番地一
同	小林一俊	同 同 江ヶ崎千三百二十四番地一
同	福島榮	同 同 千二十一番地
同	本澤秀一	同 同 千五百八十六番地
同	大澤利信	同 同 笹山七百七十六番地
同	山本孝次	同 同 六百五番地
同	横田保男	白岡市実ヶ谷三百六十八番地
同	小島隆範	さいたま市岩槻区大字古ヶ場六百十七番地
監事	柳澤一夫	蓮田市大字黒浜五十八番地二
同	増田宗吉	同 同 四千九百八十番地
同	中里仁	さいたま市岩槻区大字鹿室千三百七十番地

二 退任

職名	氏名	住所
理事	竹内昭一	埼玉県蓮田市大字黒浜六百番地
同	新井弘	同 同 江ヶ崎七百九十八番地一
同	横田保男	白岡市実ヶ谷三百六十八番地
同	大澤利信	蓮田市大字笹山七百七十六番地
同	伊勢谷一郎	同 同 黒浜三十二番地
同	吉川健治	同 同 千六百六十一番地
同	中野一正	同 同 九百四十五番地
同	小林一俊	同 同 江ヶ崎千三百二十四番地一
同	野口庄一	同 同 黒浜二千九百五十八番地
同	小島隆範	さいたま市岩槻区大字古ヶ場六百十七番地
同	中里仁	同 同 鹿室千三百七十番地

告示

埼玉県告示第七七七十三号

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一百号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から農用地利用配分計画の認可の申請があったので、同条第三項の規定により公告し、及び当該農用地利用配分計画を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該農用地利用配分計画に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日までに埼玉県知事に意見書を提出することができる。

平成二十八年六月三日

埼玉県知事 上田清司

一 農用地利用配分計画の概要

貸借権の設定等を受ける者		貸借権の設定等を受ける土地	
氏名又は名称	住所	所在地	面積（平方メートル）
奥貫 章	埼玉県加須市栄三百六十五番地一	埼玉県加須市栄字本田二十六番一	一、二二七
小倉 和夫	埼玉県加須市栄二千四百二十番地	埼玉県加須市飯積字三軒千九百四十三番二ほか二十七筆	二四、六四六
首都圏アグリフ アーム株式会社	埼玉県入間市大字木蓮寺七百三十四番地二	埼玉県入間市大字上谷ヶ貫字外野二百四十七番一ほか九十八筆	一一二、九八〇
高柳 幸夫	埼玉県比企郡滑川町大字福田千五十七番地三	埼玉県比企郡滑川町大字中尾字下田五百四十四番ほか七筆	四、五九三
金子 正夫	埼玉県比企郡吉見町大字南吉見千四百五十番地	埼玉県比企郡吉見町大字西吉見三百三十五番	三、四二〇
小池 貴史	埼玉県比企郡吉見町大字南吉見千五百二十八番地	埼玉県比企郡吉見町大字西吉見二百十二番ほか二筆	一四、〇〇二
小島 太郎	埼玉県比企郡吉見町大字久米田六百九十番地	埼玉県比企郡吉見町大字久米田字一ノ耕地八十六番	一、七一一

杉田 金三郎	埼玉県比企郡吉見町大字南吉見千六百七十五番地	埼玉県比企郡吉見町大字西吉見二百三十九番一ほか一筆	一、七八五
新島 勝利	埼玉県比企郡吉見町大字南吉見千四百七十四番地	埼玉県比企郡吉見町大字西吉見三百二十二番	三、〇二五
森田 義政	埼玉県東松山市大字大谷二千九百五十三番地	埼玉県比企郡吉見町大字西吉見百七十一番ほか二筆	一〇、二一三
梅澤 功	埼玉県大里郡寄居町大字今市七百十番地	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字後塚田千九百五十三番	一、六九五
株式会社ヤオコ	埼玉県川越市脇田本町一番地五	埼玉県大里郡寄居町大字赤浜字普光寺東千九百九番一ほか一筆	二、七七九

二 申請年月日

平成二十八年五月十八日

三 縦覧場所

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

四 縦覧期間

平成二十八年六月三日から平成二十八年六月十七日まで

五 意見書の提出先

埼玉県農林部農業ビジネス支援課

告 示

埼玉県告示第七七七十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定及び同法第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の土地改良事業（維持管理事業）計画の変更及び当該計画の変更に伴う定款の変更を平成二十八年五月二十七日認可した。

平成二十八年六月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

美児沢用水土地改良区

二 事務所所在地

美里町

告 示

埼玉県告示第七七七十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を平成二十八年五月二十四日認可した。

平成二十八年六月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

上用水堰土地改良区

二 事務所所在地

東松山市

告 示

埼玉県告示第七百七十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第五百五十八条第一項の規定により、次の表の上欄に掲げる施設等の使用料の徴収事務をそれぞれ同表の中欄に掲げる者に、下欄に掲げる期間委託した。

平成二十八年六月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

委託する公園施設等の名称	受託者の住所、名称及び代表者の氏名	委託期間
吉川公園の野球場及び運動場の使用料	吉川市吉川二丁目一番地一 吉川市 吉川市長 中原 恵人	平成二十八年四月一日から平成二十九年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第七七七号

国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年六月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 作業種別

基本測量（地盤沈下関連水準測量・河川事業に伴う水準測量）

二 作業期間

平成二十八年八月一日から平成二十九年二月二十四日まで

三 作業地域

さいたま市、蕨市、戸田市、加須市、久喜市、幸手市

告 示

埼玉県告示第七七七十八号

平成二十八年埼玉県告示第三百三十七号で公示した公共測量は、平成二十八年三月二十五日終了した旨測量計画機関である桶川市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年六月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百七十九号

平成二十八年埼玉県告示第九十九号で公示した公共測量は、平成二十八年三月三十日終了した旨測量計画機関である加須農林振興センターから通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年六月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百八十号

平成二十八年埼玉県告示第三百三十六号で公示した公共測量は、平成二十八年三月二十五日終了した旨測量計画機関である北本市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成二十八年六月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百八十一号

平成二十八年五月十三日付け埼玉県告示第六百八十号で告示した鴻巣都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十八年六月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百八十二号

平成二十八年五月十三日付け埼玉県告示第六百八十一号で告示した久喜都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針、区域区分及び道路に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十八年六月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百八十三号

平成二十八年五月十三日付け埼玉県告示第六百八十二号で告示した本庄都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び区域区分に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十八年六月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百八十四号

平成二十八年五月十三日付け埼玉県告示第六百八十三号で告示した児玉都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する公聴会については、公述申出書の提出がなかったため、埼玉県都市計画公聴会規則（昭和四十五年埼玉県規則第三号）第五条第一項の規定により、その開催を中止する。

平成二十八年六月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第七百八十五号

埼玉県証紙条例（昭和三十九年埼玉県条例第六十三号）第六条第一項の規定により、埼玉県証紙指定売りさばき人を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十八年六月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 埼玉県証紙指定売りさばき人の住所及び氏名

埼玉県熊谷市筑波三丁目百七十四番地

室岡 俊一

二 指定年月日

平成二十八年五月三十日

告 示

埼玉県告示第七百八十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年六月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立春日部高等学校ほか32校で使用する電気
予定使用電力量11,314,600キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦
和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成28年3月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
東京電力株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
- 5 落札金額
227,898,593円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成28年2月5日

告 示

埼玉県告示第七百八十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年六月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立川越高等学校ほか35校で使用する電気
予定使用電力量12,407,500キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦
和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成28年3月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
東京電力株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
- 5 落札金額
243,077,957円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成28年2月5日

告 示

埼玉県告示第七百八十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年六月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立浦和高等学校ほか34校で使用する電気
予定使用電力量12,007,100キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦
和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成28年3月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
東京電力株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
- 5 落札金額
236,530,061円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成28年2月5日

告 示

埼玉県告示第七百八十九号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年六月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立熊谷高等学校ほか32校で使用する電気
予定使用電力量11,456,900キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦
和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成28年3月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
東京電力株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
- 5 落札金額
227,300,669円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成28年2月5日

告 示

埼玉県告示第七百九十号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年六月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立特別支援学校塙保己一学園ほか33校で使用する電気
予定使用電力量7,668,200キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦
和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成28年3月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
東京電力株式会社 東京都千代田区内幸町1丁目1番3号
- 5 落札金額
171,430,398円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成28年2月5日

告 示

埼玉県告示第七百九十一号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十八年六月三日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
埼玉県立総合教育センターほか12施設で使用する電気
予定使用電力量3,979,700キロワット時
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県教育局教育総務部財務課学校予算・経理指導担当 埼玉県さいたま市浦
和区高砂3丁目15番1号
- 3 落札者を決定した日
平成28年3月25日
- 4 落札者の氏名及び住所
プレミアムグリーンパワー株式会社 東京都千代田区丸の内3丁目1番1号
- 5 落札金額
78,877,365円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成28年2月5日

告 示

埼玉県病院事業告示第二十六号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年六月三日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入案件名及び数量

内視鏡手術システム 一式

(2) 購入案件の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(3) 納入期限

平成28年12月27日

(4) 納入場所

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2

埼玉県立小児医療センター新病院

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可

を受けている者であること。

3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札説明書の問合せ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号

埼玉県病院局経営管理課 入札担当 福森・松丸

電話048-830-5988（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 入札説明書で求めるその他の提出資料（提案書）の提出場所及び仕様書の問合せ先

〒339-8551 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地

小児医療センター建設課 運営担当（小児医療センター駐在） 田中

電話048-758-1852 ファクシミリ048-758-1880

- (3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

- (4) 入札説明会の有無

無

- (5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成28年7月15日 午前10時40分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年7月14日 午後5時まで
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

- (6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成28年7月15日 午前10時50分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成28年6月27日午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

前記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成28年6月6日までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ

提出し、必要な資格を取得すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Endoscopic operation system

(2) Time-limit for tender:

10:40 a.m., July 15, 2016 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., July 14, 2016)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5988

告 示

埼玉県病院事業告示第二十七号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年六月三日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入案件名及び数量

ポータブル撮影装置・FPDシステム 一式

(2) 購入案件の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(3) 納入期限

平成28年12月27日

(4) 納入場所

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2

埼玉県立小児医療センター新病院

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可

を受けている者であること。

3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、
入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札説明書の問合せ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号

埼玉県病院局経営管理課 入札担当 福森・松丸

電話048-830-5988（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 入札説明書で求めるその他の提出資料（提案書）の提出場所及び仕様書の問
合せ先

〒339-8551 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地

小児医療センター建設課 運営担当（小児医療センター駐在） 田中

電話048-758-1852 ファクシミリ048-758-1880

- (3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情
報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

- (4) 入札説明会の有無

無

- (5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成28年
7月15日 午前10時まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年7月14日 午後5時まで
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

- (6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成28年7月15日 午前10時10分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成28年6月27日午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

前記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成28年6月6日までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ

提出し、必要な資格を取得すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

X-Ray imaging apparatus for rounds and FPD system

(2) Time-limit for tender:

10:00 a.m., July 15, 2016 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., July 14, 2016)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5988

告 示

埼玉県病院事業告示第二十八号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり一般競争入札に付する。

平成二十八年六月三日

埼玉県病院事業管理者 名 和 肇

1 調達内容

(1) 購入案件名及び数量

人工心肺装置 一式

(2) 購入案件の仕様等

仕様書及び入札説明書による。

(3) 納入期限

平成28年12月27日

(4) 納入場所

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地2

埼玉県立小児医療センター新病院

(5) 入札方法

本件入札は、「埼玉県電子入札共同システム」により行う。ただし、同システムの利用者登録をしていない者については、紙媒体による入札書の郵送（書留郵便に限る。）又は持参による入札も認める。

なお、落札決定に当たっては、入札書に入力され、又は記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に入力し、又は記載すること。

2 競争入札参加資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 物品の買入れ等に係る入札参加資格に関する告示（平成26年埼玉県告示第1096号）に基づき、業種区分「物品の販売」のA等級に格付けされた者であること。

(3) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱（平成21年3月31日付け入審第513号）に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。

(4) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱（平成21年4月1日付け入審第97号）に基づく入札参加除外措置を受けていない者であること。

(5) 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第39条の規定に基づく高度管理医療機器等の販売業の許可

を受けている者であること。

3 入札書等の提出場所等

- (1) 紙媒体の入札書等を郵送又は持参する場合の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに入札説明書の問合せ先

〒330-0063 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目13番3号

埼玉県病院局経営管理課 入札担当 大中・松丸

電話048-830-5988（直通） ファクシミリ048-830-4905

- (2) 入札説明書で求めるその他の提出資料（提案書）の提出場所及び仕様書の問合せ先

〒339-8551 埼玉県さいたま市岩槻区馬込2100番地

小児医療センター建設課 運営担当（小児医療センター駐在） 田中

電話048-758-1852 ファクシミリ048-758-1880

- (3) 仕様書及び入札説明書の交付方法

ア 「埼玉県電子入札共同システム」による場合

埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「入札情報公開システム」からダウンロードすること。

イ 紙媒体による場合

上記(1)の交付場所において交付する(事前に電話により連絡すること)。

- (4) 入札説明会の有無

無

- (5) 入札書の受付期間

ア 「埼玉県電子入札共同システム」を利用する場合

競争入札参加資格の確認結果通知期限（入札説明書に記載）から平成28年7月15日 午前10時20分まで

イ 紙媒体の入札書を郵送又は持参する場合

競争入札参加資格の確認を得た日から平成28年7月14日 午後5時まで
上記期限内必着。郵送の場合は書留郵便によること。

- (6) 開札の場所及び日時

埼玉県病院局経営管理課 平成28年7月15日 午前10時30分

開札への立会いは不要とする。

4 その他

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金

入札者は、見積もった契約希望金額に入札保証金の率（100分の5以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、埼玉県病院事業財務規程（平成14年埼玉県病院事業管理規程第4号。以下「財務規程」という。）第134条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

イ 契約保証金

契約の相手方は、契約金額に契約保証金の率（100分の10以上）を乗じた額を納付するものとする。ただし、財務規程第118条第2項の規定に該当する場合は、免除する。

(3) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書で示す必要な申請書類等を平成28年6月27日午後5時までにそれぞれ指定する場所に提出し、競争入札参加資格の確認を受けなければならない。

(4) 入札の無効

次に掲げる入札書は、無効とする。

ア この公告に示した競争入札参加資格のない者の提出した入札書

イ 入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書

ウ 財務規程第139条又は埼玉県病院事業の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成14年病院事業管理規程第9号）第9条の規定に該当する入札書

エ その他入札説明書に記載された無効要件に該当するもの

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

財務規程第136条に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。

(7) 手続における交渉の有無

無

(8) 競争入札参加資格の付与

前記2(2)に定める競争入札参加資格のない者で入札を希望するものは、埼玉県ホームページを開き、「電子入札総合案内」を選択して、「競争入札参加資格申請受付システム」から登録申請を行い、受付票その他の登録に必要な書類を平成28年6月6日までに埼玉県総務部入札審査課審査担当（〒330-9301 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号 電話048-830-5775（直通））へ

提出し、必要な資格を取得すること。

(9) 支払条件

発注者は、適法な代金請求書を受理した日から30日以内に当該代金を受注者に支払うものとする。

(10) その他詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased:

Artificial Heart-Lung apparatus

(2) Time-limit for tender:

10:20 a.m., July 15, 2016 (bidding by registered mail must be received by 5:00 p.m., July 14, 2016)

(3) Contact Information:

Hospital Management Division, Prefectural Hospitals Bureau,
Saitama Prefectural Government, Takasago 3-13-3, Urawa-ku, Saitama-shi,
Saitama-ken 330-0063 Japan
Telephone: 048-830-5988

告 示

埼玉県教委告示第二十号

埼玉県教育委員会定例会を次のとおり招集する。

平成二十八年六月三日

埼玉県教育委員会委員長 高 木 康 夫

一 日時

平成二十八年六月八日 午前十時

二 場所

さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号

埼玉県教育局教育委員会室

三 議題

- イ 埼玉県学校設置条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について
- ロ 懲戒処分基準の一部改正について
- ハ その他

告示

埼玉県収用委員会告示第三号

平成二十八年五月十一日、土地収用法第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成二十八年六月三日

埼玉県収用委員会会長 白鳥敏男

一 事件番号

埼玉県収用委員会平成二十七年度第五号

二 起業者の名称及び住所

三郷市 代表者 三郷市長 木津雅晟

埼玉県三郷市花和田六四八番地一

三 事業の種類

草加都市計画道路事業三・四・三一号新和高須線（埼玉県三郷市新和一丁目地

内）

四 裁決手続開始の決定をした土地の所在、地番、地目及び面積

土地の所在 埼玉県三郷市新和一丁目

地番 四〇〇番一

地目 登記簿 宅地

現況 宅地

面積 登記簿 四百六十一・〇〇平方メートル

実測 四百六十一・〇五平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 六十四・四九平方メートル

五 土地所有者の氏名及び住所

氏名 株式会社 平

代表取締役 矢島平

住所 東京都江戸川区北小岩一丁目七番六号

六 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及び権利の種類

氏名 株式会社三菱東京UFJ銀行

代表取締役 平野信行

住所 東京都千代田区丸の内二丁目七番一号

権利の種類 根抵当権

告示

埼玉県収用委員会告示第四号

平成二十八年五月十一日、土地収用法第四十五条の二の規定により、次のとおり収用の裁決手続開始の決定をしたので公告する。

平成二十八年六月三日

埼玉県収用委員会会長 白鳥敏男

一 事件番号

埼玉県収用委員会平成二十七年度第五号

二 起業者の名称及び住所

三郷市 代表者 三郷市長 木津雅晟

埼玉県三郷市花和田六四八番地一

三 事業の種類

草加都市計画道路事業三・四・三一号新和高須線（埼玉県三郷市新和一丁目地

内）

四 裁決手続開始の決定をした土地の所在、地番、地目及び面積

イ 土地の所在 埼玉県三郷市新和一丁目

地番 四〇一番一

地目 登記簿 宅地

現況 宅地

面積 登記簿 百一・〇〇平方メートル

実測 九十九・五六平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 十八・八七平方メートル

ロ 土地の所在 埼玉県三郷市新和一丁目

地番 四〇一番二

地目 登記簿 宅地

現況 宅地

面積 登記簿 四十二・〇〇平方メートル

実測 四十二・五〇平方メートル

裁決手続開始の決定をした土地の面積 十三・六九平方メートル

五 土地所有者の氏名及び住所

氏名 株式会社 平

代表取締役 矢島 平

住所 東京都江戸川区北小岩一丁目七番六号

六 土地に関して権利を有する関係人の氏名、住所及び権利の種類

氏名	株式会社三菱東京UFJ銀行
住所	代表取締役 平野信行
住所	東京都千代田区丸の内二丁目七番一号
権利の種類	根抵当権
氏名	東京電力株式会社
住所	代表取締役 廣瀬直己
住所	東京都千代田区内幸町一丁目一番三号
権利の種類	地役権

正 誤

埼玉県告示第七百二十二号（平成二十八年五月二十七日第二千八百一号）中訂正

ページ 表中 行

二 随意契約とした理由 前から十五

誤

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項
第1号及び第2号に該当

正

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項
第1号及び第2号に該当